

2021年11月12日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志  
(コード番号：3556 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 グループ CFO 管理本部長 岩切 邦雄  
(TEL 052-589-2292)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月17日開催予定の第22期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2021年11月12日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、2021年12月17日開催予定の第22期定時株主総会の承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条(剰余金の配当等の決定機関)及び第42条(剰余金の配当の基準日)を新設することとし、これに伴い、現行定款第46条(期末配当金)及び第47条(中間配当金)を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年12月17日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年12月17日(予定)

以 上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第17条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第17条 (現行どおり)
(取締役会の員数) 第18条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。	(取締役会の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は <u>6</u> 名以内、 <u>監査等委員である取締役は3名とする。</u>
(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。	(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して選任する。</u>
2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。 (新設)	2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。 4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

(取締役の任期)

第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役)

第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役の中の1名は社長となる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(取締役の任期)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

- 2 代表取締役の中の1名は社長となる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>2 <u>会社法第 361 条第 1 項各号に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役の選任)</u>  第 32 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p>	(削除)
<p>2 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p>第 33 条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p>第 34 条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p>	
<p>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第 38 条 当社の監査役の報酬等は、株</p>	(削除)

<p style="text-align: center;"><u>主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任限定</u>)  <u>第 39 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)  <u>第 31 条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>)  <u>第 32 条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)  <u>第 33 条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)  <u>第 34 条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 会計監査人  <u>第 40 条</u>～<u>第 42 条</u>  (条文省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第 43 条</u> 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(<u>会計監査人の責任限定</u>)  <u>第 44 条</u>  (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算</p>	<p>第 6 章 会計監査人  <u>第 35 条</u>～<u>第 37 条</u>  (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第 38 条</u> 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(<u>会計監査人の責任限定</u>)  <u>第 39 条</u>  (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p>

<p>(事業年度) 第 45 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第 46 条 当社は株主総会の決議によつて、<u>毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払うものとする。</p> <p>(中間配当金) 第 47 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間) 第 48 条 会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(事業年度) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 41 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 9 月 30 日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> 3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
--	---